

2017年5月22日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第12号「法人所得税」 — 法人所得税に係る利息及び罰金」に関する
アジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第 12 号「法人所得税」 — 法人所得税に係る利息及び罰金」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の 2017 年 3 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点を基準開発プロジェクトに追加しないとするアジェンダ決定案の決定を支持しない。
3. IAS 第 12 号については、過去に包括的な見直しが必要とのことで対応が検討されていたことから、本来であれば、利息及び罰金のみを課題として取り上げるのではなく、包括的な見直しの中で対応すべきという意見も聞かれている。
4. 一方で、法人所得税に係る利息及び罰金の取扱いについて明確なガイダンスが存在しないことから、適用する会計基準、またその結果として会計処理にばらつきが認められている。このため、利息及び罰金の金額に重要性がある場合、財政状態計算書及び財務業績の計算書において認識される金額が大きく異なりうる。この場合、アジェンダ決定案で提案されているような適切な開示のみでは、財務諸表に有用な情報を提供できないのではないかと考える。我々は、比較可能性の観点から、同じ経済事象について同じ会計処理がなされるのが望ましいと考えており、したがって、我々は、本論点を基準開発プロジェクトとして取り上げるべきであると考えます。
5. アジェンダ決定案では、利息及び罰金が「法人所得税」である場合に IAS 第 12 号を適用することが示されているが、IAS 第 12 号に照らして利息及び罰金が法人所得税に該当するか否かについては、同じ税制が採用されている国・地域の中でも企業により判断が異なる可能性があるとの指摘がなされている。提案どおりアジェンダ決定で対応した場合には、現行実務においてばらつきが生じていることに

対する懸念に対応しないことになると考えられる。

6. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長